平成２１年（フ）第２７２号
兵庫県伊丹市森本５丁目107番地２、前住所静岡県静岡市清水区三保279番地１　さはら103号
債務者　佐々木かおり
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３２８号
兵庫県伊丹市中野東１丁目９番地市住玉田５―542号
債務者　中野　嘉樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７３２号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目94番地の20
債務者　三浦　清則
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３７号
兵庫県尼崎市杭瀬本町２丁目21番３号
債務者　中澤　恵美（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７７号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番２―403号
債務者　荒木　征子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９０号
兵庫県芦屋市高浜町８番２―412号
債務者　清水　亘治
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1307号
債務者　中原　良見
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２９号
兵庫県芦屋市大東町５番９―507号
債務者　岩本　匡史
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０５号
兵庫県美方郡新温泉町丹土278番地の１
債務者　西坂　速子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目149番地３　マンションカインド207号、旧住所鳥取県倉吉市下田中町832番地　アンシャンテ103号
債務者　仲俣　民子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
鳥取県鳥取市正蓮寺12―１　オークヒルズ202号、住民票上の住所鳥取県鳥取市川端５丁目302番地　サンシティ川端1401号
債務者　博田　享次
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
鳥取県鳥取市鹿野町河内137番地
債務者　大迫佳代子（旧姓國森）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８７号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留47番地７
債務者　香川　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第３８７号
徳島県板野郡藍住町奥野字乾199―20、住民票上の住所徳島市富田橋１丁目32番地の２
債務者　河野　君江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１２号
徳島市新浜町４丁目３番64―５プレジール四丁目Ⅱ210号、住民票上の住所徳島市津田町４丁目１番30号
債務者　林　　園子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１号
徳島県阿南市長生町北平岡30番地
債務者　後藤　博文
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２３号
徳島県阿南市津乃峰町戎山34番地１
債務者　篠原　正博
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部